

平成21年度事業評価書（事前）要旨

平成21年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：医政局指導課

事業名	周産期医療体制の基盤整備・強化																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>																			
事業の概要	<p>周産期にある妊産婦のうち、特に危険度の高い者を対象とし、出産前後の母体及び胎児・新生児の一貫した管理を行う施設（総合周産期母子医療センター）に対し、その運営費を補助する。また、妊婦搬送の受入れの促進を図るため、近隣の開業医等が夜間・休日等に応援診療を行う場合、その医師等への謝金に対する補助を行う。</p>																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性の評価)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(理由) 周産期医療を含む地域医療の確保については、地域差を生じることがないように、行政機関が主体的に取り組む必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(理由) 総合周産期母子医療センターの整備は重要な課題であり、全国どの地域においても国民すべてが一定水準の医療を享受できる体制の整備が必要となっており、国として支援を行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 否</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(理由) 民間の医療機関等の取組に係る費用の一部を補助する事業であることから、事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(有効性の評価)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業の有効性</td> <td>本事業が実施されることにより、周産期医療体制の充実が図られ、母体搬送受入困難事例等の減少が期待できる。</td> </tr> </table> <p>(効率性の評価)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの充実・強化を図ることにより、特に危険度の高い者の救命を図るとともに、地域全体の周産期医療体制の充実を図るものである。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他	(理由) 周産期医療を含む地域医療の確保については、地域差を生じることがないように、行政機関が主体的に取り組む必要がある。		国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他	(理由) 総合周産期母子医療センターの整備は重要な課題であり、全国どの地域においても国民すべてが一定水準の医療を享受できる体制の整備が必要となっており、国として支援を行う必要がある。		民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 否	(理由) 民間の医療機関等の取組に係る費用の一部を補助する事業であることから、事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。		他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	(有の場合の整理の考え方)		事業の有効性	本事業が実施されることにより、周産期医療体制の充実が図られ、母体搬送受入困難事例等の減少が期待できる。	周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの充実・強化を図ることにより、特に危険度の高い者の救命を図るとともに、地域全体の周産期医療体制の充実を図るものである。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他																			
(理由) 周産期医療を含む地域医療の確保については、地域差を生じることがないように、行政機関が主体的に取り組む必要がある。																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他																			
(理由) 総合周産期母子医療センターの整備は重要な課題であり、全国どの地域においても国民すべてが一定水準の医療を享受できる体制の整備が必要となっており、国として支援を行う必要がある。																				
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 否																			
(理由) 民間の医療機関等の取組に係る費用の一部を補助する事業であることから、事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																			
(有の場合の整理の考え方)																				
事業の有効性	本事業が実施されることにより、周産期医療体制の充実が図られ、母体搬送受入困難事例等の減少が期待できる。																			
周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの充実・強化を図ることにより、特に危険度の高い者の救命を図るとともに、地域全体の周産期医療体制の充実を図るものである。																				

(政策等への反映の方向性)
 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
 (概算要求額:4,160(2,970)百万円)
 ※()は、一部新規事業の拡充部分に係る予算額

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	周産期死亡率(%:出産1,000対) (前年度以下/毎年度)	周産期医療体制の充実度を見る指標
2	妊産婦死亡率(%:出産100,000対) (前年度以下/毎年度)	周産期医療体制の充実度を見る指標
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2については、「人口動態調査」(大臣官房統計情報部)による。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	当該事業の補助 (前年度以上/毎年度)	当該事業の実施状況を見る指標
2	当該事業の補助対象となるNICUの病床数 (前年度以上/毎年度)	当該事業の実施状況を見る指標
3	当該事業の補助対象となるMFICUの病床数 (前年度以上/毎年度)	当該事業の実施状況を見る指標
(調査名・資料出所、備考) ・指標1から3については、医政局指導課調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成21年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：労働基準局監督課

事業名	労働契約法等活用支援事業																																																
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること</p> <p>施策目標1-1 労働契約に係るルールの特明確化を図ること</p>																																																
事業の概要	<p>平成20年3月1日から施行された労働契約法について、その定着を図るため、専門家の活用等により、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等を実施する。</p> <p>具体的には、以下の事業を実施する。</p> <p>(1) 専用サイトによる情報提供・相談対応</p> <p>① 1問1答形式の活用など身近でわかりやすい情報提供</p> <p>② 項目毎に裁判例の収集・整理を行い、労働契約法に明文がない民事的ルールの紹介</p> <p>③ 専門家によるメールでの相談対応等</p> <p>(2) 裁判例を踏まえた相談時の紛争解決マニュアルの開発</p> <p>(3) 働く人のためのルールに関する教育</p> <p>① 労働者向けセミナー・学校への出前講座用の研修テキスト作成</p> <p>② 労働者向けセミナー・学校への出前講座の実施</p>																																																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性の評価)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> 無</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">平成20年3月に施行された労働契約法について、個々の労使の間で活用が図られるようにするには、市場に委ねるだけでは不十分であり、行政の関与をもってその更なる周知・普及を図る必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">本事業は、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等を実施するものであり、労働契約法を所管する国の責任において実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">民間団体に事業の実施を委託することとしている。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(有効性の評価)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業の有効性</td> <td>本事業は、労使双方が労働契約法を積極的に活用できるよう働きかけるものであり、個別労使関係紛争の防止に資するため、有効であると評価できる。</td> </tr> </table> <p>(効率性の評価)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">個別労使関係紛争防止の手段として、労働契約の当事者である労働者等に対して、労働契約の基本的なルールを明確化する労働契約法について、教育、情報提供等の実施を行っていくことが効率的かつ効果的である。</td> <td>本事業は、労働現場等における法令等の活用につきノウハウを持つ既存の民間組織を活用しつつ、最も低廉な方法により実施するものであり、費用対効果の観点からも効率性を有するものである。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由)				平成20年3月に施行された労働契約法について、個々の労使の間で活用が図られるようにするには、市場に委ねるだけでは不十分であり、行政の関与をもってその更なる周知・普及を図る必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由)				本事業は、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等を実施するものであり、労働契約法を所管する国の責任において実施する必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由)				民間団体に事業の実施を委託することとしている。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	本事業は、労使双方が労働契約法を積極的に活用できるよう働きかけるものであり、個別労使関係紛争の防止に資するため、有効であると評価できる。	個別労使関係紛争防止の手段として、労働契約の当事者である労働者等に対して、労働契約の基本的なルールを明確化する労働契約法について、教育、情報提供等の実施を行っていくことが効率的かつ効果的である。	本事業は、労働現場等における法令等の活用につきノウハウを持つ既存の民間組織を活用しつつ、最も低廉な方法により実施するものであり、費用対効果の観点からも効率性を有するものである。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																														
(理由)																																																	
平成20年3月に施行された労働契約法について、個々の労使の間で活用が図られるようにするには、市場に委ねるだけでは不十分であり、行政の関与をもってその更なる周知・普及を図る必要がある。																																																	
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																														
(理由)																																																	
本事業は、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等を実施するものであり、労働契約法を所管する国の責任において実施する必要がある。																																																	
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																															
(理由)																																																	
民間団体に事業の実施を委託することとしている。																																																	
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																															
(有の場合の整理の考え方)																																																	
事業の有効性	本事業は、労使双方が労働契約法を積極的に活用できるよう働きかけるものであり、個別労使関係紛争の防止に資するため、有効であると評価できる。																																																
個別労使関係紛争防止の手段として、労働契約の当事者である労働者等に対して、労働契約の基本的なルールを明確化する労働契約法について、教育、情報提供等の実施を行っていくことが効率的かつ効果的である。	本事業は、労働現場等における法令等の活用につきノウハウを持つ既存の民間組織を活用しつつ、最も低廉な方法により実施するものであり、費用対効果の観点からも効率性を有するものである。																																																

(政策等への反映の方向性)
 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

(概算要求額:375百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 セミナーや講座参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合 (単位:%) (70%以上/平成22年度)	労働者向けセミナー・学校への出前講座における参加者のうち、労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合が多いほど、労働契約法の普及が進み、個別労使関係紛争の防止に資すると考えられる。
(調査名・資料出所、備考) 業務委託先事業者からの報告に基づき集計予定。	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 労働者向けセミナー・学校への出前講座参加者数 (単位:人) (5000人以上/平成22年度)	労働者向けセミナー・学校への出前講座における参加者が多いほど、労働契約法の普及が進み、個別労使関係紛争の防止に資すると考えられる。
(調査名・資料出所、備考) 業務委託先事業者からの報告に基づき集計予定。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会報告書	平成21年2月	「労働者の権利を保護するために労働契約法や労働基準法などの労働関係法令が設けられていること…(略)…等を分かりやすく教えることが有効」等とされている。

平成21年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：労働基準局労災補償部労災管理課

事業名	治療と職業生活の両立等の支援のためのモデル事業（新規）
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること</p> <p>施策目標3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること</p>
事業の概要	<p>1. 被災労働者等における治療と職業生活の両立等を目的としたモデル事業を（1）～（3）のとおりに実施する。</p> <p>（1）被災労働者等の治療を担う医療機関において、医師・看護師・MSW（医療ソーシャルワーカー）等の担当チームが、被災労働者の疾病の種類・症状や職務内容等を踏まえつつ、治療方針・リハビリ方針等を検討するとともに、労務管理上の留意事項等の整理を行う。</p> <p>（2）治療方針等や労務管理上の留意事項等について、看護師・MSW等が企業（事業主・産業医等）に伝達し、就業時間・職務内容の見直しや病気休暇・有給休暇の活用など労務管理面での対応について調整を行う。</p> <p>（3）治療・リハビリが完了するまでの間の治療方針等や労務管理上の配慮等を整理した「治療と職業生活の両立プラン(仮)」を策定し、①医療機関（担当チーム）、②被災労働者・家族、③企業等の関係者間で共有する。（看護師・MSW等が「プラン」の進捗を管理、必要に応じ修正等の検討を行い、関係者間で再調整を行う。）</p> <p>2. モデル事業により支援を行った症例等を基に、対象疾病が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について整理し、課題解決に向けた支援のノウハウについて報告書を取りまとめる。</p> <p>○対象疾病：職業生活に重大な影響を及ぼしうる労災疾病等（脳・心臓疾患、精神疾患、せき髄疾患、腰痛、がん、重篤な負傷等 ※）</p> <p>※本事業は、企画競争により実施主体を選定する予定であり、本事業における対象疾病についても企画競争における企画提案の内容を踏まえ、6分野程度を決定する予定。</p>

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべ
き目標等

【評価結果の概要】

(必要性の評価)

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
現在、医師・看護師・MSW等が被災労働者等に職場復帰のための取組を行ったとしても、一般的に病院側に収入が発生しないことから、病院において治療と職業生活の両立等を実現できる方策の検討・実施は十分に行われておらず、また、医療機関における医師等の人手不足等により医療機関による自主的な取組が期待しにくいことから、行政がその取組に関与するとともに支援を行うことが必要である。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
対象疾病が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について整理をし、全国的な普及を図ることは、各地方でそれぞれ行うよりも国が一元的に取りまとめをした方が効率的である。			
民営化や外部委託の可否 (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(企画競争により、委託を行う)			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	

(有効性の評価)

事業の有効性
対象疾病が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について整理を行うとともに、課題解決に向けた支援のノウハウを得る。また、このようなノウハウを全国の労災指定医療機関等に普及することにより、被災労働者等の治療と職業生活の両立等が図られることが期待され、より効果的なノウハウを多数得るためには、医療現場において本モデル事業を実施することは有効である。

(効率性の評価)

本事業により、今まで取り組まれなかった医療機関(チーム)を活用した職場復帰へのノウハウを効率的に収集できる。
--

(政策等への反映の方向性)

評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

(概算要求額:150百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援に対する満足度 (80%以上/平成24年度以降)	モデル事業は、被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援を目的としている。
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 モデル事業において治療と職業生活の両立に資した事例数(1疾病あたり15件/平成23年度)	モデル事業により支援を行った症例等を基に、対象疾病が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について整理し、課題解決に向けた支援のノウハウについて報告書(事例等)を取りまとめることを目標としている。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成21年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：職業安定局若年者雇用対策室

<p>事業名</p>	<p>未就職卒業者正規雇用化特別奨励金（仮称）の創設</p>																																												
<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>																																												
<p>事業の概要</p>	<p>新規学卒者の募集において既卒者が応募可能な条件を設定した上で、ハローワークの紹介により、未就職卒業者（25歳未満）を正規雇用した事業主に対して奨励金を支給（中小企業50万円、大企業25万円）する。</p>																																												
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="316 725 1458 1102"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td colspan="3">若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活の不安定化による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、社会不安の増大、少子化の一層の進展の懸念等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題である。我が国は、我が国の労働市場に任せられているだけでは十分ではなく、既卒者にも門戸が開かれるよう、本事業を国が実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td colspan="3">若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、事業主の応募機会拡大の取組の推進や、就職困難な未就職卒業者の就職促進は、国が公共職業安定所等で行う事業主指導・求人開拓、きめ細かな職業相談・職業紹介など一体的に行うことが効果的である。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td>可</td> <td>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td colspan="3">事業主の応募機会拡大の取組の推進や、就職困難な未就職卒業者の就職促進は、国が公共職業安定所等で行う事業主指導・求人開拓、きめ細かな職業相談・職業紹介など一体的に行うことが効果的であるため、国が主体となって実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無(有の場合の整理の考え方)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(有効性の評価)</p> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="316 1285 1445 1630"> <tr> <td>政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)</td> </tr> <tr> <td>(投入)</td> </tr> <tr> <td>・未就職卒業者正規雇用化特別奨励金（仮称）の支給</td> </tr> <tr> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>(活動)</td> </tr> <tr> <td>・新規学卒者の募集において既卒者が応募可能な条件を設定</td> </tr> <tr> <td>・本奨励金対象者を正規雇用</td> </tr> <tr> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>(結果)</td> </tr> <tr> <td>・既卒者の応募機会拡大</td> </tr> <tr> <td>・未就職卒業者の正規雇用数の増加</td> </tr> <tr> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>(成果)</td> </tr> <tr> <td>・未就職卒業者、フリーター数の増加の防止</td> </tr> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>本奨励金は、事業主が既卒者に対する応募機会の拡大を促進するとともに、未就職卒業者の正規雇用を推進することにより支給されるものであり、未就職卒業者の早期就職を促進し、学校卒業時に正社員になれなかった者がその後フリーターとして長くとどまることを防止する上で有効である。</td> </tr> </table> <p>(効率性の評価)</p> <p>(3) 効率性の評価</p> <p>若年者の応募機会の拡大等については、ハローワークによる企業訪問等による働きかけや事業主団体等を通じたモデル企業による取組の普及等を行ってきたところであるが、これらの取組とあわせ、本奨励金の支給は、事業主に対して一定のインセンティブを付与するため、既卒者の応募機会の拡大、未就職卒業者の正規雇用を促進する上で効果的な手段であるといえる。</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	理由	若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活の不安定化による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、社会不安の増大、少子化の一層の進展の懸念等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題である。我が国は、我が国の労働市場に任せられているだけでは十分ではなく、既卒者にも門戸が開かれるよう、本事業を国が実施する必要がある。			国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	理由	若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、事業主の応募機会拡大の取組の推進や、就職困難な未就職卒業者の就職促進は、国が公共職業安定所等で行う事業主指導・求人開拓、きめ細かな職業相談・職業紹介など一体的に行うことが効果的である。			民営化や外部委託の可否	可	否		理由	事業主の応募機会拡大の取組の推進や、就職困難な未就職卒業者の就職促進は、国が公共職業安定所等で行う事業主指導・求人開拓、きめ細かな職業相談・職業紹介など一体的に行うことが効果的であるため、国が主体となって実施する必要がある。			他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無(有の場合の整理の考え方)	有	無		政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)	(投入)	・未就職卒業者正規雇用化特別奨励金（仮称）の支給	↓	(活動)	・新規学卒者の募集において既卒者が応募可能な条件を設定	・本奨励金対象者を正規雇用	↓	(結果)	・既卒者の応募機会拡大	・未就職卒業者の正規雇用数の増加	↓	(成果)	・未就職卒業者、フリーター数の増加の防止	事業の有効性	本奨励金は、事業主が既卒者に対する応募機会の拡大を促進するとともに、未就職卒業者の正規雇用を推進することにより支給されるものであり、未就職卒業者の早期就職を促進し、学校卒業時に正社員になれなかった者がその後フリーターとして長くとどまることを防止する上で有効である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																										
理由	若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活の不安定化による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、社会不安の増大、少子化の一層の進展の懸念等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題である。我が国は、我が国の労働市場に任せられているだけでは十分ではなく、既卒者にも門戸が開かれるよう、本事業を国が実施する必要がある。																																												
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																										
理由	若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、事業主の応募機会拡大の取組の推進や、就職困難な未就職卒業者の就職促進は、国が公共職業安定所等で行う事業主指導・求人開拓、きめ細かな職業相談・職業紹介など一体的に行うことが効果的である。																																												
民営化や外部委託の可否	可	否																																											
理由	事業主の応募機会拡大の取組の推進や、就職困難な未就職卒業者の就職促進は、国が公共職業安定所等で行う事業主指導・求人開拓、きめ細かな職業相談・職業紹介など一体的に行うことが効果的であるため、国が主体となって実施する必要がある。																																												
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無(有の場合の整理の考え方)	有	無																																											
政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)																																													
(投入)																																													
・未就職卒業者正規雇用化特別奨励金（仮称）の支給																																													
↓																																													
(活動)																																													
・新規学卒者の募集において既卒者が応募可能な条件を設定																																													
・本奨励金対象者を正規雇用																																													
↓																																													
(結果)																																													
・既卒者の応募機会拡大																																													
・未就職卒業者の正規雇用数の増加																																													
↓																																													
(成果)																																													
・未就職卒業者、フリーター数の増加の防止																																													
事業の有効性																																													
本奨励金は、事業主が既卒者に対する応募機会の拡大を促進するとともに、未就職卒業者の正規雇用を推進することにより支給されるものであり、未就職卒業者の早期就職を促進し、学校卒業時に正社員になれなかった者がその後フリーターとして長くとどまることを防止する上で有効である。																																													

	<p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する</p> <p>(概算要求額:5,850百万円)</p>										
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>アウトカム指標 (達成水準/達成時期)</th> <th colspan="2">本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 奨励金の支給対象者の6ヶ月経過後の就業継続率 (90%/平成22年度)</td> <td colspan="2">本奨励金は、正規雇用後6ヶ月経過後に支給することとしており、本奨励金の活用により安定した雇用に結びついた割合により事業効果を把握する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：安定局調べによる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>			アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明		1 奨励金の支給対象者の6ヶ月経過後の就業継続率 (90%/平成22年度)	本奨励金は、正規雇用後6ヶ月経過後に支給することとしており、本奨励金の活用により安定した雇用に結びついた割合により事業効果を把握する。		<p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：安定局調べによる。</p>	
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明										
1 奨励金の支給対象者の6ヶ月経過後の就業継続率 (90%/平成22年度)	本奨励金は、正規雇用後6ヶ月経過後に支給することとしており、本奨励金の活用により安定した雇用に結びついた割合により事業効果を把握する。										
<p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：安定局調べによる。</p>											
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政改革の基本方針2009</p>	<p>年月日</p> <p>平成21年6月23日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>経済と社会の安定の基軸である雇用については、雇用維持のための緊急取組に加え、「次世代の日本を担う若年層」に対して職業能力と再挑戦の機会拡大のための支援を強化する。</p>								

平成21年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成21年10月

担当部局名：労働基準局勤労者生活部勤労者生活課

事業名	中小企業における最低賃金の引上げの円滑な実施のための環境整備事業																		
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること</p> <p>施策目標1-1 労働条件の確保・改善を図ること</p>																		
事業の概要	<p>1 中央検討委員会の開催等 関係省庁担当者、中小企業の賃金制度・経営改善の専門家等からなる検討委員会を設置し、標準調査票の作成、調査結果の地域・業界のクロス分析、具体的な支援策の検討等を行うとともに、下記2の地域・業界団体からの報告書を踏まえ、報告書（全体版）を作成する。</p> <p>2 地域・業界団体に応じた課題の検討等 最低賃金の引上げによって大きな影響を受ける地域や業界団体について、県商工等担当部局、関係省庁担当者、中小企業の賃金制度・経営改善の専門家等からなる調査委員会を設置し、各地域・業界用の調査票の作成、実態調査の実施、調査結果を踏まえた課題の検討等を行い、地域・業界団体ごとの報告書を作成する。</p>																		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="437 1083 1677 1688"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由) 最低賃金制度は法律において行政機関(国)が所掌する制度とされており、最低賃金を引き上げる場合に影響を受けると考えられる地域・業界についての実態把握等は、制度を所掌する行政機関(国)が関与する必要がある。</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由) 最低賃金制度は法律において国が所掌する制度とされており、最低賃金を引き上げる場合に影響を受けると考えられる地域・業界についての実態把握等は、制度を所掌する国において行う必要がある。</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否 (理由) 外部有識者を含めた検討委員会・調査委員会を設置し、賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討について、専門的な見地から行う必要があるため、シンクタンク、地域・業界団体等に外部委託することを予定している。</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td><input type="checkbox"/> 否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(有効性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="437 1826 1677 2006"> <tr> <td>事業の有効性 地域・業界団体を通じた賃金実態の把握及び、最低賃金引上げのための課題・価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行い、その結果等を踏まえることで、最低賃金引上げに向けた中小企業に対する支援策をより実効あるものとする事ができることから、本事業は有効な手段である。</td> </tr> </table> <p>(効率性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="437 2103 1677 2242"> <tr> <td>賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行う必要があるところ、これらの調査項目等に関して知見を有するシンクタンクや、賃金水準の低い事業場を多く傘下に抱える地域・業界団体等を実施主体とし、検討委員会・調査委員会を設置して行う方法で実施することは効率的である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額：207百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由) 最低賃金制度は法律において行政機関(国)が所掌する制度とされており、最低賃金を引き上げる場合に影響を受けると考えられる地域・業界についての実態把握等は、制度を所掌する行政機関(国)が関与する必要がある。	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由) 最低賃金制度は法律において国が所掌する制度とされており、最低賃金を引き上げる場合に影響を受けると考えられる地域・業界についての実態把握等は、制度を所掌する国において行う必要がある。	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	民営化や外部委託の可否 (理由) 外部有識者を含めた検討委員会・調査委員会を設置し、賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討について、専門的な見地から行う必要があるため、シンクタンク、地域・業界団体等に外部委託することを予定している。	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の有効性 地域・業界団体を通じた賃金実態の把握及び、最低賃金引上げのための課題・価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行い、その結果等を踏まえることで、最低賃金引上げに向けた中小企業に対する支援策をより実効あるものとする事ができることから、本事業は有効な手段である。	賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行う必要があるところ、これらの調査項目等に関して知見を有するシンクタンクや、賃金水準の低い事業場を多く傘下に抱える地域・業界団体等を実施主体とし、検討委員会・調査委員会を設置して行う方法で実施することは効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由) 最低賃金制度は法律において行政機関(国)が所掌する制度とされており、最低賃金を引き上げる場合に影響を受けると考えられる地域・業界についての実態把握等は、制度を所掌する行政機関(国)が関与する必要がある。	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由) 最低賃金制度は法律において国が所掌する制度とされており、最低賃金を引き上げる場合に影響を受けると考えられる地域・業界についての実態把握等は、制度を所掌する国において行う必要がある。	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																
民営化や外部委託の可否 (理由) 外部有識者を含めた検討委員会・調査委員会を設置し、賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討について、専門的な見地から行う必要があるため、シンクタンク、地域・業界団体等に外部委託することを予定している。	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																	
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																	
事業の有効性 地域・業界団体を通じた賃金実態の把握及び、最低賃金引上げのための課題・価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行い、その結果等を踏まえることで、最低賃金引上げに向けた中小企業に対する支援策をより実効あるものとする事ができることから、本事業は有効な手段である。																			
賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行う必要があるところ、これらの調査項目等に関して知見を有するシンクタンクや、賃金水準の低い事業場を多く傘下に抱える地域・業界団体等を実施主体とし、検討委員会・調査委員会を設置して行う方法で実施することは効率的である。																			

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(達成水準／達成時期)	
1 報告書において最低賃金の引上げのための課題等や価格転嫁を行う場合の問題点等が明らかにされたか否か(一／平成22年度)	最低賃金を引き上げるといふ三党連立政権合意を実現するためには、労使関係者と調整を行うとともに、中小企業に対する具体的な支援策を講じていくことが重要である。このため、本事業で作成する報告書(全体版)において、地域・業界の実態を踏まえ、賃金実態、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等を明らかにすることが必要不可欠である。
(調査名・資料出所、備考)	
アウトプット指標 (達成水準／達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 報告書(全体版)の作成(1件／平成22年度)	最低賃金を引き上げるといふ三党連立政権合意を実現するためには、労使関係者と調整を行うとともに、中小企業に対する具体的な支援策を講じていくことが重要である。本事業については、これらに資するための賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行い、報告書(全体版)に取りまとめることを目標としている。
(調査名・資料出所、備考)	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)